

令和2年度 事業報告書

令和3年5月

鈴鹿西部地域包括支援センター

No.	重点的に実施した項目	業務を行う際に設定した目標, 方向性など	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
1	高齢期全般に起こりうる様々な問題に対する総合相談を展開していく中,介護問題を世帯内で抱え込まずにすむような地域への支援を展開する。	地区民児協に出席する中で虐待防止等の周知を行うなど早期発見に努め,市長寿社会課との連携を図って迅速な対応が行えるように支援する。また、介護支援専門員への支援に対して必要な介入を行う。	1.地区民児協に出席(年12回×9地区) 2.随時迅速な対応を行う。	1.コロナ感染拡大による民児協会議の休止もあったが、開催した際にはその都度参加。 2.介護支援専門員の求めに応じ、同行する等の必要な支援を行い、必要に応じて行政や司法書士等の専門職との連携が出来ている。	1.牧田地区民事協の定例会議への参加。 国府地区民事協の定例会議への参加。 安定的人員確保による民児協地区担当制の再構築。
2	高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように関係機関,地域の介護支援専門員や民生委員との連携を図り適切なサービスにつなげられるよう支援をする。	民生委員の交代に伴い,新しく民生委員になられた方に包括支援センターの周知を図るために地区民児協定例会議に参加をする。また,関係機関との連携を強化するために研究会等に参加したり、地域のサロンに参加したり,圏域の地域ケア会議等で地域の課題を抽出して適切なサービスにつなげられるように支援をする。	1.地区民児協に出席(年12回×9地区)して資料を配布。 2.電話相談,来所相談に随時対応する。 3.認知症初期集中支援チームと連携して対応する。 4.圏域地域ケア会議を開催して専門職との連携を図る。	1.コロナ感染拡大による民児協会議の休止もあったが、開催した際にはその都度民児協会議に参加。 2.3.認知証が疑われる事例は、認知症初期集中支援チームと同行訪問が出来ている。 4.コロナ感染拡大により、圏域地域ケア会議は出来なかった。また、サロンへの啓発も出来なかった。	1.牧田地区民事協の定例会議への参加。 国府地区民事協の定例会議への参加。 安定的人員確保による民児協地区担当制の再構築。 4.リモートでの研修運営を確立させる。 生活支援コーディネーターとの連携促進。
3					
4					
5					

総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項1号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
・地域福祉を支える民生委員、ボランティア、医療、保健、福祉の関係者や専門家と密な連携を保ち、地域での支援体制を構築するとともに高齢者や認知症への理解を広げ支援できる体制を作る。 また、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、その人らしい生活ができるように適切なサービスや機関・制度につなげる支援をする。	(ア)地域におけるネットワークの構築	1.鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム研究会出席。 2.鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会出席。 3.鈴鹿西部地域在宅シンポジウム(公民館との連携事業)。 4.地域密着型施設運営推進会議への出席。 5.鈴鹿市認知症初期集中支援チーム検討会への出席。 6.地区民児協定例会議への出席。 7.介護者の集いの開催。8.看護学部専攻学生への実習指導。 9.社会福祉専攻学生への実習指導。 10.サロンへの参加。	1.コロナにより開催せず。 2.他包括代表が3回参加。 3.コロナにより開催せず。 4.コロナによる中止が多かったが、1事業所のみ参加。 5.年11回出席。 6.コロナによる民児協会議の休止もあったが、開催した際にはその都度参加。 7.コロナにより開催せず。 8.ZOOMでのリモート実習4回 9.3名。 10.コロナにより参加出来ず。	1.コロナの感染状況により判断し出席する。 2.継続参加。 3.コロナの感染状況により判断し開催する。 4.コロナの感染状況により判断し出席する。 5.年12回予定しているので参加予定。 6.生活圏域の見直しに応じた担当民児協は継続参加。 7.コロナの感染状況により判断し開催する。 8.センター人員の退職により、新人で対応出来るか検討。 9.3名予定。 10.コロナの感染状況により判断し出席する。
	(イ)実態把握	1.電話・来所相談、在宅訪問。2.関係機関、家族・関係者から情報収集。	1.感染対策の上で随時対応 2.感染対策の上で随時対応	1.感染対策の上で随時、相談・在宅訪問を行う。2.感染対策の上で継続して情報収集を行う。
	(ウ)総合相談支援 ①初期段階の相談対応	1.電話相談(転送電話による24時間対応)来所相談…土曜日窓口の設置、在宅訪問。 2.認知症初期集中支援チームと連携して対応。 3.サブセンター、ランチの開設により総合相談支援の機能強化。	1.24時間365日の転送電話対応や、相談者のニーズに応じた土日を問わない訪問や来所相談対応が来ている。 2.互いに連携しつつ、認知症に関連する事例に対応出来ている。 3.それぞれの機関が民生委員と連携を図り、総合相談支援が出来ている →相談件数:本センター521件/年、サブセンター306件/年、ランチ82件/年)	1.今後も住民ニーズに応じた臨機応変な対応をしていく。 2.今後も連携する事で多くの事例に対応していく。 3.生活圏域の見直しはあるものの、継続して関係機関との連携による相談援助を行う。
	(ウ)総合相談支援 ②継続的・専門的な相談支援	1.専門的な関りや継続が必要と判断した場合、明確な課題の抽出、関係機関との支援会議の開催。	1.行政機関だけでなく、精神科医療、弁護士、司法書士等の専門職との連携が図れている。	1.事例内容に応じて幅広い専門職を巻き込み、個別地域ケア会議を開催していく。

権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項2号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
・高齢期全般に起こりうる様々な問題に対する総合相談を展開していく中、家族全体のアセスメントを行うことで現時点における課題だけでなく、今後起こりうる課題に対して伴走型の相談援助を展開し、事例の困難化や権利侵害が起こるような高ストレスになることを未然に防ぐ。 ・8050問題、老々介護、認知介護等、様々な介護問題が社会問題となる中、誰もが虐待加害者側になりうる可能性があるという事実を地域に発信し続けることにより介護問題を世帯内で抱え込まずにすむような地域への支援を展開する。	(7) 成年後見制度の活用促進	1.成年後見制度の普及。 2.地区民児協での啓発。 3.圏域サロンでの啓発。 4.成年後見制度申立ての支援。 5.成年後見人等になるべき団体との連携。 6.介護支援専門員への申立て支援による介入。 7.鈴鹿市後見サポートセンターとの連携。 8.鈴鹿市日常生活自立支援センターとの連携。 9.鈴鹿市権利擁護ネットワークの構築。 10.市民向け権利擁護シンポジウムの開催。	1.随時。 2.コロナによる民児協会議の休止もあったが、開催した際にはその都度啓発を実施。 3.コロナにより参加出来ず。 4.10件。 5.随時。 6.7.8.随時。 9.2回参加。 10.コロナにより開催せず。	1.2.3.コロナの感染状況により判断し、民児協やサロンでの啓発を行う。 4.随時必要性に応じて専門職との連携による申立ての支援を行う。 5.随時連携を継続する。 6.随時必要性に応じて専門職との連携による申立ての支援を行う。 7.8.9.随時必要性に応じて連携を取る。 10.コロナの感染状況により判断し、市民向けのシンポジウムを開催する。
	(イ) 老人福祉施設等への措置の支援	1.市長寿社会課への報告。 2.48時間以内の事実確認と行政担当者を交えたコア会議の開催。 3.市長寿社会課との対応協議。 4.支援計画の立案と定期モニタリングによる緊急度の把握。 5.措置後の状態把握。(外傷等の確認、記録や報告の徹底) 6.成年後見制度の利用等を含めた支援。	1. 2. 3. 虐待が疑われる事例では行政と連携し早期の事実確認とコア会議による支援策の立案が出来ている。 4. 随時行政機関等に報告を行い、その都度緊急度確認と以降の支援方針の打ち合わせを行った。 5. 措置事例では無かったが、無料低額宿泊施設に逃げた事例では継続的に係わり、安定的居所確保まで係わり続けた。 6. 司法書士等と連携し、成年後見制度の利用支援を行った。	1. 2. 3. 4. 5. 6. 市のマニュアルに則り、適切な措置が担保された中で事例に関わっていく必要がある。また、その運用がスムーズにいくよう、専門職機関との連携をより密にしていく必要がある。
	(ウ) 高齢者虐待への対応	1.虐待防止の周知 2.関係機関・地域との連携による早期発見。 3.市長寿社会課への通報。 4.48時間以内の事実確認と行政担当者を交えたコア会議の開催。 5.支援計画の立案と定期モニタリングによる緊急度の把握。 6.関係機関との連携による外傷等の確認、記録や報告の徹底。	1. 随時。 2. 普段からの顔の見える関係の中、早期に相談を受理し事実確認で動ける体制が取れている。 3. 随時、市長寿社会課への通報を行った。 4. マニュアルに基づいた対応を行った。 5. 分離後も養護者支援も含めて行えている。 6. 事実確認や支援の中で発生した新たな外傷はその都度記録や報告を行っている。	1. 2. コロナの感染状況により判断し、福祉関係者だけでなく民児協やサロンでの啓発を行う。 3. 4. 5. 6. マニュアルに基づいた対応を継続して行う。

権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項2号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
	(イ) 困難事例への対応	1.当事者,関係機関からの相談受付。 2.エコマップを使用したケース会議による世帯内のコンフリクトの可視化と支援者間の共有。 3.世帯全体を対象とした多職種協働による多面的アプローチの実施。 4.見守り活動と相談・支援の継続。 5.高齢者通報体制整備事業の活用。	1.随時。 2.3.4.コア会議での支援方針決定等で活用し、養護者も含めた世帯全体に対するアプローチが出来ている。 5.1件のみ登録し対応。	1.事例が深刻化しないよう、早期に相談がもらえるよう対応を継続する。 2.3.4.事例によって世帯全体への支援が必要な際にはエコマップを活用し、精度が高い介入支援を行う。 5.あまり活用出来てないので、今後は意識して活用を図る必要がある。
	(オ) 消費者被害の防止	1.専門機関や団体との連携強化。 情報交換と被害情報の把握。 2.消費者生活支援センターによる地区民児協での啓発。 3.消費者被害の再発防止を目的とした地区民事協への情報提供。 4.住民への相談援助の強化。	1.社会福祉士ワーキング等で消費生活支援センターと定期的な連携を行い、情報交換を行った。 2.3. コロナによる民児協議の休止もあったが、開催した際に消費生活センターによる啓発を実施。また、消費者被害の再発防止に向けた情報提供も行った。 3. コロナにより民児協以外で住民への消費者被害防止を啓発する機会を持たなかった。	1.権利擁護を推進する意味でも今後も消費生活支援センター等と連携を図って情報・被害情報を把握する。 2. 3. 4. コロナの感染状況により判断し、民児協やサロンでの啓発を行う。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項3号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
・介護支援専門員職能団体、デイ協議会等に協力することで研修機会の確保等、介護支援専門員や関係職種を側面的に支援する。 認知症高齢者の増加への対応や多様化する高齢者の生活の尊重を重視し、自立した生活が継続できるように生活全体を包括的・継続的に支援する体制を整備する。	(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築	1.三職種(主任ケアマネ、保健師/看護師、社会福祉士)ワーキング会議開催。 2.包括連絡会議での協議。	1.年12回 2.年6回	1. 2.継続して参加する。
	(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1.介護支援専門員協会鈴亀支部との連携。 2.西部圏域の居宅介護支援事業所との連携強化。	1. コロナにより参加出来ず。 2. コロナにより研修会等の開催は出来なかったが、普段の業務の中での連携は図れている。	1.コロナの感染状況により判断し、介護支援専門員協会鈴亀支部や圏域の居宅介護支援事業所との研修会等を通じた連携強化を進める。また、リモートでの研修運営を確立させる。
	(ウ) 日常的個別指導・相談	1.介護支援専門員協会鈴亀支部の事例研究会に参加。 2.広域連合ケアプラン点検事業への協力。 3.ケアマネ支援会議の開催。	1.コロナによる開催中止もあったが、年2回参加。 2.年2回 3.コロナにより開催できず。	1.コロナの感染状況により判断し、介護支援専門員協会鈴亀支部の研修会等に参加する。 2.継続して参加。 3.コロナの感染状況により判断し、ケアマネ支援会議を開催する。
	(エ) 支援困難事例等への指導・助言	1.支援困難事例について支援方針の検討と助言。 2.個別ケア会議の開催。	1.随時実施 2.本部 かさど55件	1.継続して支援方針の検討を行う。 2.随時個別ケア会議を開催する。

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
医療・介護等の専門職,自治会長等,民生児童委員,NPO法人,社会福祉法人,ボランティアなどの地域の多様な関係者が地域課題に対して検討する。検討した課題については,地域ケア推進会議で各部会へ振り分け,地域の課題について解決策を検討していく。	(ア)多職種協働による個別事例の検討等	1.鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム勉強会での検討。 2.医師会在宅医療登録医会での検討。 3.精神障害者アウトリーチ会議での検討。 4.鈴鹿市難病ケア会議での検討。 5.認知症初期集中支援チーム検討委員会での検討。 6.介護保険事業所向け研修会の開催。	1. 他包括代表が3回 2. 11回 3. 11回 4. コロナにより開催せず。 5. 11回 6. コロナにより開催せず。	・生活圏域の再編に伴い、再度圏域内の住民団体と専門職を交えた会議の場を設ける必要がある。 ・長期目標として、障害者等も住みやすい共生社会に向けた地域づくりを目指す必要がある。
	(イ)地域のネットワーク構築, ケアマネジメント支援, 地域課題の把握等	1.地域ケア圏域会議の開催。 2.地域課題検討会議への出席。 3.地域ケア会議専門部会への出席。 4.地域ケア推進会議への出席。	1. 0回 2. 0回 3. 0回 4. 0回	・生活圏域の再編に伴い、再度圏域内の住民団体と専門職を交えた会議の場を設ける必要がある。 ・長期目標として、障害者等も住みやすい共生社会に向けた地域づくりを目指す必要がある。

介護予防普及啓発事業

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
・高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で区別するのではなく,介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ,従来の介護予防にはなかった「社会参加」というキーワードを市民に啓発していく。	①介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布	1.地区民児協定例会議での資料配布。 2.出前講座での資料配布。 3.地域包括支援センターだよりの発行。 4.ふれあいサロンへの参加。	1.コロナ感染拡大による民児協会議の休止もあったが、開催した際にはその都度参加し啓発を実施。 2.井田川地区で8回。 3.年4回発行。 4.井田川地区で8回。	1. 2. 4. コロナの感染状況により判断し、民児協や出前講座、そしてサロンでの介護予防に資する啓発を行う。 3. コロナによる巣ごもり生活の中で高齢者の運動量低下や認知症の進行が心配されるので、年4回の発行を通じて啓発を行う。
	②介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催	1.出前講座の開催。 2.認知症サポーター養成講座の開催支援。 3.救急フェア健康展への出展。	1.井田川地区で8回。 2.コロナにより実施できず。 3.コロナにより実施できず。	1. 2. 3. コロナの感染状況により判断し、出前講座、認知症サポーター養成講座、そして救急フェア等の介護予防に資する啓発を行う。
	③介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催	1.介護予防教室の開催。	1.コロナにより実施できず。	1. コロナの感染状況により判断し、介護予防教室を開催する。
	④介護予防に関する知識又は情報, 各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体(介護予防手帳等)の配布	1.介護予防に関する冊子を配布。	1.コロナにより実施できず。	1. コロナによる巣ごもり生活の中で高齢者の運動量低下や認知症の進行が心配されるので、ロコモ体操等の事故で行える運動をまとめた冊子を配布する必要がある。

基本方針	事業内容(実施の手順)	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
・対象者の心身の状態,その置かれている環境,その他の状況に応じて対象者の選択に基づき介護予防・生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう専門的視点から必要な援助を行い,対象者が自立した日常生活を送れるよう支援する。	(ア) 課題分析 (アセスメント)	・利用者宅を訪問し、利用者及び家族との面談により実施。 本人にあった目標設定に向けて、趣味活動、社会的活動、生活歴等も聞き取りながら「～できない」という課題から「～したい」「～できるようになる」というような目標に変換していく。 ・プロセスの中で利用者本人の生活機能の低下等についての自覚を促すとともに介護予防に取り組む意欲を引き出すため、この段階から本人及び家族とコミュニケーションを深め、信頼関係の構築に努める。	R2年度 ケアマネジメント総数 予防支援:4,252件 ケアマネA :1,690件 ケアマネB :0件 ケアマネC :0件 包括プラン 新規 :43件 継続 :1,513件 合計 :1,556件 委託プラン 新規 :133件 継続 :4253 合計 :4386件	・本人のストレングスに着目し、出来ている事の継続だけでなく、出来ていた事の再開にも目を向け、より自立支援への意識受けを行っていく。
	(イ) 目標の設定 (必要と認められる場合の介護予防ケアプラン作成を含む)	・単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や環境整備などを通じて、生活の質の向上を目指すものとして、利用者が自分の目標として意識できるような内容・表現となるように設定する。		・地域のサロン等の身近な活動の場を住民にも、専門職にも可視化する事で、より本人の目標志向型のケアプランの立案を目指す必要がある。 ・シルバー人材による訪問B等、地域の社会資源の有効活用が図れるような取り組みが必要。
	(ウ) モニタリングの実施	・サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握する。 ・利用者及び家族より直接聴取するほか、サービス提供者からも状況を聴取する。		・利用者及び家族からの聴取やサービス提供者からも状況を聴取して、利用者の状況等の変化の把握を継続して行う。
	(エ) 評価	(ケアマネジメントA,B) 設定したケアプランの実施期間の終了時、利用者宅を訪問して、プランの実施状況を踏まえて目標の達成状況を評価し、新たな目標の設定・サービスの見直し等を行う。 (ケアマネジメントC) 状況悪化を見過ごさない仕組みを構築する。		・プランの実施状況を踏まえて、目標達成状況を評価し、新たな目標設定やサービスの見直しを行う。 ・介護保険を卒業する事を喜びと出来るような住民とのコンセンサスが必要。

令和2年度 事業報告書

令和3年5月

鈴鹿中部地域包括支援センター

No.	重点的に実施した項目	業務を行う際に設定した目標, 方向性など	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
1	地域包括ケアシステムの推進に向け、各地域の課題を把握、関係機関とのネットワークを構築する	各地域での問題・課題を把握する。支え合いの仕組みづくり等を地域住民、関係機関と共に検討していく。	1. 各民児協定例会への出席、民生児童委員との連携 2. まちづくり協議会との連携 3. 社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、CSW、認知症地域支援推進員、ボランティア等との連携 4. 鈴鹿市在宅医療ケアシステム会議等への参加。医師、医療機関、介護事業所との連携 5. ケアマネ支援会議の開催、介護支援専門員との連携 6. 圏域地域ケア会議の開催	1. 各地域民児協定例会への参加し民生児童委員と顔の見える関係を続け、相談しやすい体制を続けた。 2. まちづくり協議会、福祉部会との連携を目指していたが、コロナ感染拡大の影響で勉強会等が中止になった。 3. 生活支援コーディネーター、包括化推進員、認知症地域支援推進員は、同法人：社協配置の為、随時情報交換等実施した。 4. 鈴鹿市在宅医療ケアシステム会議に参加。	令和3年4月～包括支援センター再編により、基幹型地域包括支援センターとして、圏域を持たず役割も大きく変わる。各地域包括支援センター間、関係機関との連携が更に必要になる。
2					
3					

総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項1号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
高齢者の方に住み慣れた地域で、安心してその人らしく生活していただくために、それらの支援がスムーズに行えるよう、医療、保健等の関係機関とのネットワークを構築する。民生児童委員、地域関係者、ボランティア等との連携を強化する。	(ア) 地域におけるネットワークの構築	1. 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム研究会出席 2. 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会 3. 地域密着型施設運営推進会議への出席 4. 圏域民生委員・児童委員との連携 勉強会、相談会の実施 5. 介護者の集いの開催 6. 地区社会福祉協議会との連携 7. 市社会福祉協議会との連携 8. ふれあいサロンとの連携 9. ボランティア団体との連携 10. 鈴鹿ふくし大学 11. 地域福祉講演会 12. 認知症支援ボランティアとの連携 13. 看護師養成校との連携 14. 社会福祉士養成校との連携 15. 生活支援コーディネーターとの連携 16. まちづくり協議会との連携	1. コロナ影響で中止 2. 年3回(代表者) 3. コロナ影響で中止の事業所が多く、2ヶ所(GH、小規模)のみ年6回 4. 年度始めコロナ影響で中止の地区もあったが、基本毎回出席。 5. コロナ影響で開催出来ず。 6. 随時 7. 随時 8. 9. コロナ影響で会議等参加出ず。 10. コロナ影響で会場での開催は中止。YouTubeでの配信に切り替え。 11. コロナ影響で中止 12. 随時 13. 医療大看護学部コロナ影響で通常の実習出来ず。ZOOM実習: 4回 14. 社会福祉士学生1名受け入れ 15. 16. 随時	基幹型地域包括支援センターに移行する事で、民児協議、運営推進会議等、担当地域型包括支援センターへ引き継ぐ。関係機関との連携強化は必須であり、引き続き基幹型地域包括支援センターとして、連携強化を目指す。関係機関との会議への出席。
	(イ) 実態把握	1. 電話・来所相談、在宅訪問 2. 関係機関、家族・関係者から情報収集	1. 随時 2. 随時	基幹型として、担当圏域はなくなるが、受けた相談については担当圏域の地域包括支援センターへ報告、必要時連携していく。 困難事例については、地域包括支援センターから相談、後方支援で対応。ワーキング会議等で事例検討を実施していく。
	(ウ) 総合相談支援 ① 初期段階の相談対応	1. 電話相談、来所相談、在宅訪問 2. 認知症初期集中支援チームとの連携 3. ふれあいふくし相談との連携 4. 医療／介護連携支援センターとの連携 5. 土曜日の相談窓口の設置 6. 日曜日の電話対応	1. 相談件数: 1,039件 新規訪問件数: 460件(継続件数は除く) 2. 随時 3. 随時 4. 随時 5. 土曜当番で対応 6. 日曜転送電話で対応	
	(ウ) 総合相談支援 ② 継続的・専門的な相談支援	1. 専門的な関わりや継続が必要と判断した場合、明確な課題の抽出、関係機関との支援会議の開催 2. 継続的にフォローが必要な方のリストを作成し、継続的に支援する。	1. 行政担当課・医療機関・介護施設・障害支援機関、福祉施設、法曹専門機関・警察等 2. 継続支援については三職種、介護支援専門員にて連携し行う。(随時対応について協議する)	

権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項2号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生が送れるように、問題の解決を図るとともに、適切な制度、サービス、人につながるように支援する。	(7) 成年後見制度の活用促進	1. 成年後見制度の普及 2. 成年後見制度申立ての支援 3. 成年後見人等になるべき団体との連携 4. 鈴鹿市後見サポートセンターとの連携 5. 鈴鹿日常生活自立支援センターとの連携 6. 鈴鹿市権利擁護ネットワークへの参画 ・エンディングノートの作成 7. 鈴鹿市法福官連携研修会の開催 ・権利擁護シンポジウムの開催 ・関係職種向け研修会の開催	1. コロナ影響で出前講座は実施出来ず 2. 相談対応 3. 随時 4. 成年後見制度へ繋がった件数：8件 5. 日常生活自立支援事業の繋がった件数：11件 6. 会議年3回（事務局） ・エンディングノート作成 7. 法福官連携研修： 1回、32名参加 ・権利擁護シンポジウム：コロナ影響で中止 ・関係職種（福祉職）向け研修会：2回、20名参加	基幹型地域包括支援センターとして後見事例の社会福祉士ワーキングでの情報共有等、連携をはかる。 職員向け研修、啓発のための研修、シンポジウム等、他地域包括と連携し実施していく。
	(イ) 老人福祉施設等への措置の支援	1. 市長寿社会課への報告 2. 市長寿社会課との対応協議 3. 措置後の状態把握 4. 成年後見制度の利用等を含めた支援	1. 虐待対応：長寿社会課報告件数12名 2. 随時 3. 措置0件	基幹型地域包括支援センターとして鈴鹿市長寿社会課と連携し対応する。
	(ウ) 高齢者虐待への対応	1. 虐待防止の周知 2. 関係機関・地域との連携による早期発見 3. 市長寿社会課への通報 4. マニュアルに基づいた対応	1. 包括だより、民児協等への説明、パンフレットの配布 3. 相談件数：12名 4. 随時	
	(エ) 困難事例への対応	1. 当事者、関係機関からの相談受付 2. ネットワークの活用、見守り活動と相談・支援の継続 3. 個別ケア会議の開催 4. 高齢者緊急体制通報整備事業の活用（加算型居宅介護新事業所との連携）	1. 随時 2. 随時 3. 個別ケア会議：18回 4. 2事業所39件	基幹型地域包括支援センターとして地域包括からの相談を受け、後方支援に取り組む。
	(オ) 消費者被害の防止	1. 専門機関や団体との連携強化 情報交換と被害情報の把握 2. 地域支援関係者との連携強化	1. 消費者生活センターとの連携（社会福祉士ワーキングに毎回参加、情報提供） 2. 民児協等への周知	消費者生活支援センター・地域包括支援センターとの情報共有を継続する。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項3号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
三重県介護支援専門員協会鈴鹿鈴亀支部の活動へ協力することで、研修機会の確保等、介護支援専門員や介護・福祉関係職種を側面的に支援する。	(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築	1. 三職種ごとのワーキング会議開催 (保健師／看護師、社士、主任ケアマネ) 2. 包括連絡会議の開催 3. 医療／介護連携支援センターとの連携	1. 年度当初、コロナ影響で会議中止もあったが、各ワーキング対面、オンラインを用い会議を実施した 2. コロナ影響で2回休止、4回開催 3. 随時	基幹型地域包括支援センターとして各ワーキング会議、包括連絡会議、センター長会議等 各種会議を運営。広域連合、市地域型包括支援センターと緊密な連携を図る。
	(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1. 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部との連携・協力 2. 三重県介護支援専門員協会役員として会の運営に参画	1. 研修会、事例検討会等への参加 2. 役員会、総会、研修会等への参画	基幹型地域包括支援センターとして今後も、介護支援専門員協会と連携する。
	(ウ) 日常的個別指導・相談	1. 鈴亀地区介護支援専門員協会にて事例研究会の開催 2. 広域連合ケアプラン点検事業での助言 3. ケアマネ支援会議の開催 (圏域内事例検討会も含めて) 4. 三重県介護支援専門員養成研修への協力	1. コロナ影響3回開催(持ち回り) 2. コロナ影響で10月開始全6回(持ち回り) 3. 圏域ケアマネ支援会議1回開催 4. コロナ影響もあり、参加なし	地域型包括支援センターが開催する事例検討会、広域主催のケアプラン点検等へ参加。指導、助言を行う。
	(エ) 支援困難事例等への指導・助言	1. 支援困難事例について支援方針の検討と助言 2. 個別ケア会議の開催	1. 随時 2. 個別ケア会議18回開催	基幹型地域包括支援センターとして、地域型包括支援センターが開催する地域ケア会議への支援を行う。

地域ケア会議の推進(介護保険法第115条の46第7項)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
高齢者や地域での課題を抽出し、検討する。地域包括支援センター、行政部署間、医療介護関係機関及び地域と横断的に連携、協力することで支援体制を強化、課題解決に向け協議する。	(7) 多職種協働による個別事例の検討等	1. 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム在宅医療勉強会での検討 2. 医師会在宅医療登録医会での検討 3. 精神障害者アウトリーチ選定会議での検討 4. 鈴鹿地区精神保健ワーキングでの検討 5. 鈴鹿地区精神保健福祉連絡会での検討 6. 鈴鹿市難病ケア会議での検討 7. 認知症初期集中支援チーム員会議の開催支援及び委員会での検討 8. 認知症初期集中事例検討会での検討 9. 介護保険事業者向け研修会の開催 10. 鈴鹿地区高次脳機能障害委員会での検討 11. オレンジサポートかりんの運営支援	1. 2回参加 2. コロナ影響で2回中止、10回出席 3. コロナ影響で中止有。 9回参加 4. コロナ影響で中止有。 9回参加 5. コロナ影響で中止(例年2回開催) 6. コロナ影響で中止 7. 12回出席(オンライン会議含む) 8. コロナ影響で中止 9. 実施せず 10. 1回出席 11. 定例会、役員会不定期参加	基幹型地域包括支援センターとして必要な会議へ参加。各種機関との連携を図る。
	(1) 地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等	1. 地域ケア圏域会議の開催 2. 個別ケア会議の開催 3. 鈴鹿市地域課題検討会議への出席 4. 鈴鹿市高齢者施策推進協議会への出席	1. 圏域会議：4回開催 2. 個別会議：18回開催 3. 開催なし 4. 1回出席	基幹型地域包括支援センターとしてケア会議の開催を支援し、地域課題の抽出と解決に向け協議していく。

介護予防普及啓発事業

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で区別するのではなく、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ、従来の介護予防にはなかった「社会参加」というキーワードを市民に普及啓発する。	① 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布	1. 出前講座での案内の配布 2. 地域包括支援センターだよりの発行 3. 民児協向研修、資料の作成及び配布 4. 中部地域包括支援センター便りの発行	1. コロナ影響で積極的に出前講座に出て行けなかった 2. 年4回鈴鹿市広報折込 3. 民児協定例会で配布 4. 3回発行	基幹型地域包括支援センターとして、地域包括支援センターと連携し啓発活動を進めていく。 地域に必要な不足している資源を抽出していく。
	② 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催	1. 関係機関との共催で認知症予防啓発 市民講座の開催 2. 出前講座の開催 3. 子ども向け認知症サポーター養成講座の開催・認知症地域支援推進員との連携 4. 救急・健康フェアへの出展 5. 生活支援コーディネーターとの連携 地域サロンとの連携	1. コロナ影響で開催出来ず 2. コロナ影響で予定した講座も中止、3回のみ 3. コロナ影響で開催少なく小学校1校のみ・認知症地域支援推進員とは随時連携 4. コロナ影響で中止 5. 生活支援コーディネーターと随時連携	
	③ 介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催	1. 高齢者のための作品展「すごろく作品展」の開催(在宅高齢者の活動発表の場づくり) 2. 地域での介護予防講座の開催 3. 介護予防普及啓発事業実施事業所との連携	1. コロナ影響で中止 2. コロナ影響もあり講座3回のみ 3. 実施出来ず	
	④ 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体(介護予防手帳等)の配布	1. サロン、老人会等高齢者の集いの場での講座等の開催	1. コロナ影響で集う事が出来ず サロン等講座開催3回のみ	

介護予防ケアマネジメント業務

基本方針	事業内容(実施の手順)	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
生活動作の低下がみられた高齢者に対し、介護予防事業等への参加によって、状態の悪化を予防し、機能が低下しないように支援する。	(ア) 課題分析 (アセスメント)	利用者宅を訪問し利用者及び家族との面談により実施。 本人にあった目標設定に向けて、趣味活動、社会的活動、生活歴等総合的に聞き取り「～できない」という課題から、「～したい」「～できるようになる」というような目標に変換していく。 プロセスの中で、利用者本人の生活機能の低下等についての自覚を促すとともに、介護予防に取り組む意欲を引き出すため、この段階から、本人及び家族とコミュニケーションを深め、信頼関係の構築に努める。	予防支援 2,898件 ケアマネジメントA 2,245件 ケアマネジメントB 0件 ケアマネジメントC 0件 * 包括プラン ・新規 24件 ・継続 1,989件 合計 2,013件 * 業務委託プラン ・新規 138件 ・継続 2,983件 合計 3,121件	基幹型地域包括支援センターに移行。 担当圏域を待たず、令和3年3月末で予防支援事業所は廃止。 今後は、地域型包括からの支援要請に応じて随時対応する。 介護予防ケアマネジメントマニュアルを整備していく。
	(イ) 目標の設定 (必要と認められる場合の介護予防ケアプラン作成を含む)	単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や環境調整などを通じて、生活の質の向上を目指すものとして、利用者が、自分の目標として意識できるような内容・表現となるように設定する。		
	(ウ) モニタリングの実施	サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握する。 利用者及び家族より直接聴取するほか、サービス提供者からも状況を聴取する。		
	(エ) 評価	設定したケアプランの実施期間の終了時、利用者宅を訪問して、プランの実施状況を踏まえて目標の達成状況を評価し、新たな目標の設定・サービスの見直し等を行う。		

令和2年度 事業報告書

令和3年5月

鈴鹿南部地域包括支援センター

No.	重点的に実施した項目	業務を行う際に設定した目標, 方向性など	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
1	地域におけるネットワークの構築	各地区地域づくり協議会がに参画し、新たなネットワークを開拓する。	地域づくり協議会への参画及び地域包括支援センターの周知 参加回数：3回	新型コロナウイルス感染症の影響により、会議自体が中止になる等あり、全地域に参加することができなかった。 開催された会議で、包括の役割等説明し、周知を図った	圏域再編に伴い、新たなネットワークを想定し、活動する。 コロナ禍において、会議が縮小される中、包括と地域団体とのネットワークの維持、発展について、地域包括支援センターのプレゼンスを高める工夫をする。 (代表者への個別訪問等)
2	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布	地域で開催される会議等に出席の折には、日頃から生活習慣病及び介護予防について意識していただくような説明を行ない介護予防についての啓発を行った。	保健師を中心に会議開催の折には、介護予防についての講話を実施。 出前講座：6回 各種団体会議：15回 フレイル予防チラシを、ポスティングにより配布 配布数：600戸 機関誌発行による周知 年12回	新型コロナウイルス感染症の影響により、会議自体が中止になる等あり、介護予防の普及啓発が例年に比べ、低い実数となった。 コロナ禍でもできる周知の方法として、ポスティング及び機関誌発行を行ったが、効果は不明。	コロナ禍における介護予防の在り方等検討が必要。
3					
4					
5					

総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項1号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
地域福祉を支える民生委員、ボランティア、医療、保健、福祉の関係者や専門家と密な連携を保ち、地域での支援体制を構築するとともに、高齢者や認知症への理解を広げ支援できる体制を作る。また住み慣れた地域で暮らし続けるようその人らしい生活ができるよう適切なサービスや機関・制度につなげる支援をする。	(7) 地域におけるネットワークの構築	1. 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム研究会出席 2. 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会出席 3. 地域密着型施設運営推進会議への出席 4. 地区民児協定例会議への出席 5. 介護者の集いの開催 6. 地域づくり協議会との連携 7. 鈴鹿医療大学看護学部学生への実習指導 8. 認知症地域支援推進員との連携 9. 生活支援コーディネーターとの連携 10. すずらんと連携	1. 0回 2. 3回 3. グループホーム3回 4. デイサービス0回 5. 白子、栄、南部、東部民児協 12回 6. 年0回 7. 3回 8. 8回 (ZOOM) 9. 5回 10. 随時 11. 運営委員会3回	1. 継続 2. 基幹型に移行 3. 継続 4. 継続 5. 継続 ※コロナ禍での開催方法について検討 6. 継続 ※連携の出来ていない協議会との連携を強化する。 7. 継続 ※大学の要請によりオンラインでの実習も検討する 8. 継続 ※認知症カフェ、オレンジルーム等について共催等検討する。 9. 継続 ※圏域担当との連携を強化するとともに、住民参加型サービスの拡充について検討する。 10. 継続。運営委員会は基幹型に移行
	(4) 実態把握	1. 電話・来所相談、在宅訪問 2. 関係機関、家族・関係者から情報収集	1. 576件	1. 継続 ※適切に対応できるように、他制度の理解も含め質の向上を図る。 ※寄せられた情報を正確にデジタル化し、最適なデータベースを作る
	(ウ) 総合相談支援 ① 初期段階の相談対応	1. 電話相談、来所相談、在宅訪問 2. 認知症初期集中支援チームとの連携して対応	1. 576件 (内訪問件数、459件) 2. 42件	1. 継続 ※電話相談の内、自宅訪問等を実施し、生活状況を把握する。 2. 継続
	(ウ) 総合相談支援 ② 継続的・専門的な相談支援	1. 専門的な関わりや継続が必要と判断した場合、明確な課題の抽出、関係機関(行政・医療機関・介護施設・障害者支援団体・福祉施設・法曹専門職・警察・民生委員・自治会等)との支援会議の開催	1. 459件	1. 継続 ※各職種の専門分野に配慮しつつ、チームとして対応する。

権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項2号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生を維持できるよう、問題の解決や適切な制度・サービスにつながるよう支援する。	(7) 成年後見制度の活用促進	1. 成年後見制度の普及（出前講座、包括だより発行等） 2. 成年後見制度申立ての支援 3. 成年後見人等になるべき団体（弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会等職能団体等）との連携 4. 鈴鹿市後見サポートセンターとの連携 5. 鈴鹿市後見サポートセンター運営委員会への出席 6. 鈴鹿日常生活自立支援センターとの連携 7. 鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議への出席 8. 鈴鹿市法・福・官連携権利擁護研修会の開催 9. 市民向け権利擁護シンポジウムの開催	1. 33回 2. 0回 3. 4回 4. 12回（社会福祉士ワーキング） 5. 3回（代表） 6. 20回 7. 随時（代表） 8. 0回 9. 0回	1. 継続 2. 継続 3. 継続 4. 継続 5. 継続 6. 継続 7. 継続 8. 継続 9. 継続 ※コロナ禍での開催方法について検討 ※成年後見制度について、実事例を用いて説明を行う。
	(i) 老人福祉施設等への措置の支援	1. 市長寿社会課への報告 2. 市長寿社会課との対応協議 3. 措置後の状態把握 4. 成年後見制度の利用等を含めた支援	1. 116件（セルフネグレクト含む） 2. 116件（セルフネグレクト含む） 3. 緊急一時保護1件 4. 0件	1. 継続 2. 継続 3. 継続 4. 継続 ※迅速に対応できるよう、関係各署との情報共有に努める
	(f) 高齢者虐待への対応	1. 虐待防止の周知（出前講座、包括だより等） 2. 関係機関・地域との連携による早期発見 3. 市長寿社会課への通報 4. マニュアルに基づいた対応	1. 33回 2. 随時 3. 116件（セルフネグレクト含む） 4. 116件（セルフネグレクト含む）	1. 継続 2. 継続 3. 継続 4. 継続 ※迅速に対応できるよう、関係各署との情報共有に努める
	(I) 困難事例への対応	1. 当事者、関係機関からの相談受付 2. ネットワークの活用、見守り活動と相談・支援の継続 3. 地域ケア会議の開催 4. 高齢者緊急通報体制通報整備事業の活用	1. 116件（セルフネグレクト含む） 2. 256件 3. 6回 4. 34件	1. 継続 2. 継続 3. 継続 4. 継続 ※高齢者見守り体制整備事業所とのネットワークの構築
	(o) 消費者被害の防止	1. 専門機関（法テラス、鈴鹿亀山消費生活センター等）との連携 2. 出前講座等での周知活動及び情報収集 3. 地域支援関係者（民生委員、自治会等）との連携 4. 絆ネットワークへの参加	1. 随時 2. 33回 3. 随時 4. 随時	1. 継続 2. 継続 3. 継続 4. 継続 ※コロナ禍での周知方法について検討 ※出前講座等を活用し、広く注意喚起を行う

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項3号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
高齢者の生活の尊重を重視し自立した生活が継続できるよう生活全体を包括的・継続的に支援する体制を整備する。	(7) 包括的・継続的なケア体制の構築	1. 三職種（主任ケアマネ、保健師／看護師、社会福祉士）ワーキング会議開催 2. 包括連絡会議での協議	1. 各 1 2 回 2. 6 回	1. 継続 ※ I C T 活用による情報共有及びオンライン会議の検討 ※ 圏域再編に伴う新たな構成メンバーの確認 2. 継続 ※ I C T 活用による情報共有及びオンライン会議の検討
	(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1. 三重県介護支援専門員協会鈴鹿亀山支部との連携（事例研究会、研修会、役員会の出席） 2. 高齢者緊急通報体制通報整備事業所（特定事業所加算算定事業所）との連携	1. 1 7 回 2. 3 4 回	1. 継続 ※ I C T 活用による情報共有 2. 継続 ※ 特定事業所の体制確認を行い、積極的活用を進める
	(ウ) 日常的個別指導・相談	1. 鈴鹿地区介護支援専門員協会にて事例研究会を開催 2. 広域連合ケアプラン点検事業への協力 3. 自立支援型地域ケア会議の開催検討 4. ケアマネ支援会議の開催	1. 3 回 2. 3 回 3. 随時 4. 2 回	1. 継続 2. 継続 3. 継続 4. 継続 ※ 三重県介護支援専門員協会鈴鹿支部、圏域内居宅介護支援事業所、鈴鹿亀山地区広域連合と共に、ケアマネジャーが抱える構造的課題を把握し、適切にアドバイスできる環境を整備する。
	(エ) 支援困難事例等への指導・助言	1. 支援困難事例について支援方針の検討と助言 2. 地域ケア会議の開催	1. 6 回 2. 6 回	1. 継続 2. 継続 ※ 個別会議において、適切にファシリテーションが行えるよう、技術の向上に努める。 ※ コロナ禍での開催方法について検討

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築などを行うことによって、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その地域課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実によって解決していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていく（圏域別の課題については、各地域づくり協議会の進捗と調整を図りつつ、協議する他、課題把握には個別地域ケア会議を活用する）	(7) 多職種協働による個別事例の検討等	1. 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム在宅医療勉強会での検討 2. 鈴鹿市医師会在宅医療登録医会での検討 3. 精神障害者アウトリーチ検討会議での検討 4. 認知症初期集中支援チーム員会議での検討 5. 鈴鹿亀山圏域高次脳機能障害検討会での検討 6. 個別地域ケア会議の開催 7. 自立支援型地域ケア会議の開催検討	1. 2回 2. 11回 3. 11回 4. 12回 5. 0回 6. 6回 7. 随時	1. 継続 2. 継続 3. 基幹型に移行 4. 継続 5. 継続 6. 継続 7. 継続 ※個別ケースの検討にとどまらず、地域課題の把握に努める
	(4) 地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等	1. 地域ケア圏域会議の開催 2. 個別地域ケア会議の開催 3. 介護保険事業者向け研修会の開催 4. 地域課題検討会議への出席 5. 地域ケア会議各専門部会への出席 6. 地域ケア推進会議への出席 7. 鈴鹿市難病地域ケア会議への出席 8. 圏域別地域医療構想調整会議への出席 9. 認知症初期集中支援チーム検討委員会への出席 10. 圏域内各地域づくり協議会の進捗確認 11. 生活支援コーディネーターとの連携	1. 11回 2. 6回 3. 0回 4. 0回 5. 3回 6. 1回 7. 0回 8. 0回 9. 1回（書面） 10. 随時 11. 随時	1. 継続 2. 継続 3. 継続 ※コロナ禍での開催方法について検討 4. 継続 5. 継続 6. 基幹型に移行 7. 継続 8. 継続 ※介護支援専門員協会での情報共有 9. 基幹型に移行 10. 継続 ※各地区地域づくり協議会福祉部会内での情報共有にて地域課題を把握するとともに、課題解決できるようにする 11. 継続 ※住民参加型生活支援サービス創設及び拡充に係る情報共有を行う

介護予防普及啓発事業

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
高齢者を「支える側・支えられる側」といった立場で区別するのではなく、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に融合させ、従来の介護予防にはなかった「社会参加」というキーワードを市民に啓発していく。	①介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布	1. 出前講座での案内の配布 2. 地域包括支援センターだより発行 3. 民児協向資料の作成及び配布 4. 鈴鹿南部地域包括支援センター便りの発行 5. フレイル予防チラシのポスティング	1. 6回 2. 4回鈴鹿市報折込 3. 15回（地域づくり協議会含む） 4. 12回（委託先居宅介護支援事業所にも配布） 5. 600戸	1. 継続 2. 継続 3. 継続 4. 継続 ※他機関主催の介護予防に資する会等の情報収集に努める ※コロナ禍での周知方法について検討
	②介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催	1. 出前講座の開催 2. 認知症サポーター養成講座の開催 3. 小学校向け、中学生向け認知症サポーター養成講座の開催 4. 認知症地域支援推進員との連携 5. 救急フェア、健康展等への出展 6. 各団体主催の講演会への講師派遣	1. 6回 2. 0回 3. 0回 4. 随時 5. 0回 6. 2回	1. 継続 2. 継続 3. 継続 4. 継続 5. 継続 6. 継続 ※保健師・看護師ワーキングを利用し、全市的な介護予防活動の方向性を検討する。 ※コロナ禍での開催方法について検討
	③介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催	1. 地域での介護予防講座の開催 2. 地域サロンとの連携 3. 介護予防普及啓発事業実施事業所との連携 4. 認知症地域支援推進員との連携による認知症カフェ開催支援	1. 6回 2. 6回 3. 随時 4. 随時	1. 継続 2. 継続 3. 継続 4. 継続 ※他機関主催の介護予防に資する会等の情報収集に努める ※コロナ禍での開催方法について検討
	④介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳等）の配布	1. 「私らしい生活応援ノート」及び「大切なことを伝える終活支援ノート」の配布	1. 14冊	1. 随時

基本方針	事業内容(実施の手順)	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
運動機能や栄養状態、 口腔機能といった心身 機能の改善や環境調整 などを通じて、利用者 ができる限り要介護状 態にならないで自立し た日常生活を営むこと ができるよう総合的に 支援する	(ア) 課題分析 (アセスメント)	1. 利用者宅を訪問し, 利用 者及び家族との面談 により実施。本人に あった目標設定に向け て, 趣味活動, 社会的活 動, 生活歴等も聞き取り ながら, 「～できない」 という課題から, 「～し たい」「～できるよう になる」というような 目標に変換していく。 プロセスの中で, 利用者 本人の生活機能の低下 等についての自覚を促 すとともに, 介護予防 に取り組む意欲を引き 出すため, この段階か ら, 本人及び家族とコ ミュニケーションを深 め, 信頼関係の構築に努 める。	予防支援: 3598 介護予防ケアマネジメントA: 3531 介護予防ケアマネジメントB: 0 介護予防ケアマネジメントC: 0	※研修会、勉強会等に 参加し、プラン全体の 質を高める。 ※適切なアセスメント のもと、予防支援、介 護予防ケアマネジメントにう ち、より適切なものを 選択し、提示する。 ※コロナ禍での的確な アセスメント方法につ いて検討 ※コロナ禍におけるク ライアントのメンタル ヘルスを適切に把握す る。
	(イ) 目標の設定 (必要と認められる場 合の介護予防ケアプラン 作成を含む)	1. 単に心身機能の改善 だけを目指すのではな く, 心身機能の改善や 環境調整などを通じて, 生活の質の向上を目指 すものとして, 利用者 が, 自分の目標として意 識できるような内容・ 表現となるように設定 する。		
	(ウ) モニタリングの実施	1. サービス利用開始後 の状況, 問題, 意欲の変 化など継続的に把握す る。利用者及び家族よ り直接聴取するほか, サービス提供者からも 状況を聴取する。		
	(エ) 評価	1. (ケアマネジメント A, B) 設定したケアプランの 実施期間の終了時, 利 用者宅を訪問して, プ ランの実施状況を踏ま えて目標の達成状況を 評価し, 新たな目標の 設定・サービスの見直 し等を行う。 (ケアマネジメントC) 状況悪化を見過ごさな い仕組みを構築する。		

令和2年度 事業報告書

令和3年5月

鈴鹿北部地域包括支援センター

No.	重点的に実施した項目	業務を行う際に設定した目標, 方向性など	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
1	地域におけるネットワークの構築	気軽に相談してもらえる総合相談窓口となるよう、地域住民、関係機関、包括支援センターが相互に協力できる顔の見える関係づくりを行う。	・ 民児協定例会への出席 ・ 圏域民生委員、圏域ケアマネジャーとの交流会・意見交換会の開催 ・ まちづくり協議会会議への出席	民児協定例会への出席はできたが、コロナウイルス拡大防止のため交流会・意見交換会の開催はできなかった。また、同様にまちづくり協議会会議への出席もできなかった。	民児協定例会、まちづくり協議会だけでなく、地域のサロンや、関係機関を積極的に訪問し、情報提供を行い、包括支援センターの業務や役割について周知し、更なる関係強化に努める。
2	困難事例への対応力向上およびケアマネジャー支援	増加の一途をたどる複合的な問題を抱える支援困難事例に対応できるスキルを向上させるとともに、関係機関のネットワークを活用し課題解決が行えるようにする。	・ 包括支援センター内での事例検討会の開催 ・ 圏域ケアマネジャー対象の事例検討会の開催 ・ 専門家による講演会の開催	コロナウイルス拡大防止のため、圏域ケアマネジャー対象の事例検討会および専門家による講演会の開催ができなかった。包括内の事例検討会を月1回開催し、支援困難事例を用いることで対応スキル、ケアマネジメント、ケアプラン作成の質の向上につなげることができた。	困難事例への対応力向上のため、WEB等による事例検討会や介護支援専門員のニーズに応じた研修会の開催を検討し、情報の共有、複合的な問題に対する知識・対応技術向上に努める。また、定例で開催している包括内事例検討会に圏域のケアマネジャーが参加できる体制構築を図る。
3					
4					
5					

総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項1号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が続けられるよう、どのような支援があるかを把握し、地域における保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度等を必要に応じて利用できるように支援を行う。	(ア) 地域におけるネットワークの構築	1. 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム研究会出席 2. 鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会出席 3. 地域密着型施設運営推進会議への出席 4. 地区民児協定例会議への出席 5. 介護者の集いの開催 6. まちづくり協議会地域福祉活動部会会議への出席	1. 未開催 2. 1回出席(代表者) 3. グループホーム10回(6回は書面にて出席)、デイサービスは未開催 4. 飯野10回、神戸・河曲4回、一ノ宮1回、東部6回出席 5. コロナウイルス拡大防止のため未開催 6. コロナウイルス拡大防止のため欠席	1. 多職種が協働で効果的な支援を行うために研究会に出席する。 2. 多職種連携強化のため引き続き出席する。 3. 事業所・地域関係者との連携・情報共有のため引き続き出席する。 4. 民児協との連携強化・情報共有のため継続して出席する。 5. コロナ禍でも開催できるようにWEBなどの利用も検討し、介護者の介護負担軽減につながる情報を提供する。 6. 地域関係者との顔の見える関係構築・連携強化のため引き続き出席する。
	(イ) 実態把握	1. 電話相談・来所相談、在宅訪問 2. 関係機関、家族・関係者から情報収集	1. 電話・来所相談938件、うち訪問269件 2. 適宜対応	1. 総合相談の内容を分析し、相談内容の傾向等の把握を行い効果的な支援につなげる。 2. 関係機関、家族・関係者からの情報を包括内で共有し、支援強化につなげるため継続して情報を収集する。
	(ウ) 総合相談支援 ① 初期段階の相談対応	1. 電話相談・来所相談、在宅訪問 2. 関係機関、家族・関係者から情報収集 3. 認知症初期集中支援チームと情報共有、連携し対応	1. 電話・来所相談938件、うち訪問269件 2. 適宜情報収集 3. 適宜対応	1. 相談内容の多様化が顕著なため、対応に苦慮するケースも増加しているので、対応能力向上に努める。 2. 多様な相談に対応するため、更なる関係機関との連携強化に努める。 ・認知症の困難ケースが増加しているため、初期の段階から認知症初期集中支援チームと連携し、早い段階で適切な支援が行えるようにする。
	(ウ) 総合相談支援 ② 継続的・専門的な相談支援	1. 専門的な関わりや支援継続が必要と判断した場合、明確な課題の抽出、関係機関と支援会議を開催	1. 適宜開催	1. 支援を円滑かつ適正に行うため、関係機関との連携強化・情報の共有に務め、必要に応じて適宜、支援会議を開催する。

権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項2号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
本人や家族の力だけでは十分に解決できない困難な状態にある高齢者が、安心して住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持できるよう、関係機関と連携を図りながら、専門的・継続的な視点をもって問題解決に適切な支援を行う。	(7) 成年後見制度の活用促進	1. 成年後見制度の普及 2. 成年後見制度申立の支援 3. 成年後見人を受任する団体などとの連携 4. 鈴鹿市後見サポートセンターみらいとの連携 5. 鈴鹿日常生活自立支援センターとの連携 6. 鈴鹿市権利擁護ネットワークとの連携 7. 市民向け権利擁護シンポジウムの開催	1. 包括だより 2. 随時 3. 随時 4. 随時 5. 随時 6. 権利擁護ネットワーク会議への出席 3回 7. コロナウイルス拡大防止のため未開催	1. 包括だよりや出前講座を通して制度の普及・啓発に努める。 2. 必要に応じて申立に関する助言・支援を行う。 3. 関係機関との連携を強化し、制度の適切な利用促進につなげる。 4. 関係機関との連携を強化し、制度の適切な利用促進につなげる。 5. 関係機関との連携を強化し、制度の適切な利用促進につなげる。 6. ネットワークの維持強化に努め、最適な支援が行えるようにする。 7. コロナ禍でも開催できるようにWEBの利用などを検討する。
	(イ) 老人福祉施設等への措置の支援	1. 鈴鹿市長寿社会課への報告 2. 鈴鹿市長寿社会課と対応について協議 3. 措置後の状態把握 4. 成年後見制度などの利用を含めた支援	・措置件数 2件	1. 鈴鹿市長寿社会課へ速やかに報告する。 2. 早急な対応・支援を行うため適宜協議を行う。 3. 適宜、措置後の状態を確認し、状況把握を行う。 4. 支援者不在のケースが増加しているので、早い段階から必要に応じて適宜、成年後見制度の利用を関係機関と検討する。
	(ウ) 高齢者虐待への対応	1. 虐待の種類、虐待対応などについての周知 2. 関係機関・地域との連携による早期発見 3. 鈴鹿市長寿社会課への通報 4. 高齢者虐待防止手引きに基づいた対応 5. 鈴鹿市高齢者虐待連絡会議への出席	1. 包括だより 2. 随時 3. 随時、報告・相談を行った 4. 随時 5. 6回出席	1. 包括だよりや出前講座を通して虐待についての啓発に努める。 2. 関係機関や地域との連携し、虐待の早期発見に努め迅速に支援を行う。 3. 虐待疑いも含め、迅速に報告を行い被虐待者の安全確保に努める。 4. 高齢者虐待防止手引きに基づき、関係機関と連携し迅速に対応する。 5. 長寿社会課、各包括と情報共有、事例検討などを行い虐待対応力の向上に努める。

権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項2号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
	(イ) 困難事例への対応	1. 当事者、関係機関からの相談受付 2. 権利擁護ネットワークなどの活用、見守り活動および支援の継続 3. 個別ケア会議の開催 4. 鈴鹿市高齢者見守り体制整備事業の活用 5. 社会福祉士ワーキングで支援方法の検討	1. 随時 2. 随時 3. 11回開催 4. 随時 5. 適宜検討	1. 随時相談を受け付けつけるとともに、困難事例以外でも気軽に相談できる関係構築に努める。 2. 民生委員、ケアマネジャー、事業所などとの関係強化に努め継続的に支援を行う。 3. 関係機関や多職種などが参加する個別ケア会議を開催し、困難事例の支援について協議し、適切な支援につなげる。 4. 見守り体制整備事業の活用、事業の周知を行い、困難事例の早期介入に努める。 5. 継続してワーキングで適宜支援方法を検討する。
	(オ) 消費者被害の防止	1. 鈴鹿亀山消費生活センターなどの専門機関や権利擁護ネットワークとの連携強化 2. 民生委員など地域支援関係者との連携強化	1. 消費生活センターからの情報を適宜、民生委員など関係機関に情報を提供し情報の共有を行った 2. 介護予防などの啓発パンフレットを作成し情報提供およびサロン開催支援を行った	1. 新たな特殊詐欺の被害や高齢者に対する悪質商法被害防止のため、関係機関との情報共有、被害実態の把握に努める。 2. 民児協や出前講座などで資料やリーフレットを用いて情報を提供し注意喚起を促す。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項3号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医、介護支援専門員、介護保険事業者などの地域の関係機関との連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対し支援する。	(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築	1. 3職種（社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー）ワーキング開催 2. 鈴鹿亀山圏域精神保健ワーキングへの出席 3. 包括支援センター連絡会議での協議 4. 三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会との連携	1. 社会福祉士・主任ケアマネ12回、保健師10回開催 2. 12回出席 3. 6回開催 4. 随時	1. 2. 3. 4. 各職種・各関係機関との課題・情報の共有、包括的・継続的なケア実施のため継続的に出席、協議、連携を行う。
	(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1. 鈴鹿亀山地区居宅介護支援事業所・介護支援専門員連絡協議会との連携 1. 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部との連携	1. 随時 1. 随時	1. 2. 介護支援専門員との情報共有、連携強化に継続して取り組む。
	(ウ) 日常的個別指導・相談	1. 三重県介護支援専門員協会鈴亀支部にて事例研究会開催 2. 広域連合ケアプラン点検事業への協力 3. ケアマネ支援会議の開催 4. 事例検討会の開催	1. 3回 2. 年12回（各包括持ち回り） 3. コロナウイルス拡大防止のため未開催 4. コロナウイルス拡大防止のため未開催	1. ケアマネジメント力およびケアプラン作成力向上のため、継続して事例研究会へ参加する。 2. ケアプラン点検事業に協力し、適切な助言を行い適正なケアマネジメント、ケアマネジャーの資質向上に寄。与するため継続して出席する 3. 4. コロナ禍でも開催できるようにWEBの利用などを検討し、包括的・継続的かつ適正なケアマネジメントが行えるような事例検討会を開催する。
	(エ) 支援困難事例等への指導・助言	1. 支援困難事例について支援方法の検討と助言 2. 個別ケア会議の開催	1. 随時 2. 11回開催	1. 適切な支援が行えるよう、支援方法の検討、助言を継続して行う。 2. 多職種、関係機関などに会議の目的などを明確に説明し、会議参加者全員が事例に対して、適切な指導・助言が行えるような会議を継続して開催する。

地域ケア会議の推進(介護保険法第115条の46第7項)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
医療、介護の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメントを通して、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援をするための会議を推進する。	(ア)多職種協働による個別事例の検討等	1. 鈴鹿市地域包括ケアシステム研究会での検討 2. 在宅医療登録医会での検討 3. 精神障害者アウトリーチ会議での検討 4. 認知症初期集中支援チーム員会議での検討 5. 介護保険事業所向け研修会の開催	1. 未開催 2. 10回 3. 12回(4包括持ち回り) 4. 12回 5. コロナウイルス拡大防止のため未開催	1. 開催時には継続して出席する。 2. 情報共有・連携強化のため継続して出席する。 3. 精神障害者への対応力・支援力向上のため継続して出席する。 4. 認知症(本人・家族)への対応力・支援力向上のため継続して出席する。 5. コロナ禍でも開催できるようにWEB研修などの開催を検討する。
	(イ)地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等	1. 地域圏域ケア会議の開催 2. 地域課題検討会議およびワーキングへの出席 3. まちづくり協議会への出席	1. 1回 2. コロナウイルス拡大防止のため未開催 3. コロナウイルス拡大防止のため欠席	1. 地域のネットワークと連携し、地域課題の把握、地域課題解決策の模索・検討のため必要に応じて会議を開催する。 2. 地域圏域ケア会議で抽出された課題の具体的な対応策や解決案を協議するためにワーキング開催時は継続して出席する。 3. 高齢者福祉部会を軸に地域関係機関との連携強化のため継続して出席する。

介護予防普及啓発事業

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
地域住民の方が介護予防の必要性に対しあらゆる機会を通して理解を深めるとともに、心身の健康維持・増進が図れるように推進する。	①介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布	1. 出前講座でのパンフレットなどの配布 2. 地域包括支援センターだよりの発行 3. 民児協向け資料作成及び配布 4. 北部地域包括支援センターだよりの発行	1. 随時 2. 4回発行。鈴鹿市市報に折込 3. 民児協定例会出席時に情報提供 4. 2回	1. 季節に応じた生活・健康上の注意点や、手軽に取り組める介護予防を分かりやすく紹介できるよう紙面を工夫する。 2. 広く市民に介護予防の重要性を周知するため継続して発行する。 3. 介護予防、健康、消費者被害など幅広く情報を提供できる資料作成、配布を継続する。 4. 配布場所の検討を行い、より広く市民や関係機関に包括が気軽に安心して相談できる場所であることを周知できるようにする。

介護予防普及啓発事業

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
	②介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催	1. 介護予防支援専門員協会との共催で予防啓発・予防啓発市民講座の開催 2. 出前講座の開催 3. 認知症サポーター養成講座の開催 4. 子ども向け認知症サポーター養成講座の開催 5. 救急フェア・健康展への出展	1. 未開催 2. 3回 3. 1回 4. 未開催 5. コロナウイルス拡大防止のため未出展	1. 開催時期や方法について協議する。 2. コロナ禍でも安心して参加できるように開催方法を工夫する。 3. 4. 認知症初期集中支援チームと協力し、認知症の正しい理解、知識の普及・啓発ができるように継続して開催する。 5. 救急フェア・健康展開催時には継続して出展する。
	③介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催	1. 地域での介護予防講座の開催	1. 3回	1. 参加人数の制限、開催回数の増回、感染予防の徹底などを行い、コロナ禍でも安心して参加できる講座の開催方法を検討する。
	④介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳等）の配布	1. 「私らしい生活応援ノート ～介護予防手帳～」の配布 1. 介護予防などに関するリーフレットの作成、配布	1. 適宜、来所者に対し配布および説明 1. 適宜、介護予防講座開催時に配布、説明	1. 2. 相談窓口や民児協定例会、介護予防講座などで適宜、必要に応じた資料の配布・説明を継続して行う。

基本方針	事業内容(実施の手順)	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
生活動作の低下のみられた高齢者に対し、介護予防事業への参加によって状態の悪化を予防し、機能が低下しないように支援する。	(ア) 課題分析 (アセスメント)	利用者宅を訪問し、利用者及び家族との面談により実施。 本人に最適な目標設定に向けて、生活歴、社会活動への参加、趣味、関心のある事柄などを聴きながら「～できない」という課題を「～したい」「～ができるようになりたい」もしくは「～をするため～をする」という具体的な目標設定を行う。利用者本人の生活機能の低下などについて、本人の自覚を促すとともに、介護予防に取り組む意欲を引き出すために初期の段階から本人、家族とのコミュニケーションを深め、信頼関係の構築に努める。		訪問・面談などで本人の想いを取り入れ、介護予防に取り組む意欲を高め、生活機能の維持、介護予防、自立に向けたケアプランが作成できるように丁寧なアセスメントを行う。
	(イ) 目標の設定 (必要と認められる場合の介護予防ケアプラン作成を含む)	単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、環境整備などを通して、生活の質の向上を目指すものとして、利用者が自分の目標として意識できるような内容・表現とする。	予防支援：2742 ケアマネジメントA：1594 ケアマネジメントB：0 ケアマネジメントC：0 包括プラン 新規：57 継続：1830 合計：1887	生活の質、本人の介護予防に取り組む意欲の向上を目指し、本人が自分の目標として意識でき、目標が達成できるようなケアプランの作成に努める。
	(ウ) モニタリングの実施	サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化などを継続的に把握する。 利用者本人、家族より直接状況を聴取するほか、サービス事業担当者からも状況を聴取する。	業務委託プラン 新規：51 継続：2308 合計：2359	利用者、家族、サービス事業者から、現状を的確に聴取し状態の変化に適切に対応しケアプランへ反映できるように努める。
	(エ) 評価	サービス事業担当者からの報告やプランの目標達成状況を確認し、利用者及び家族との面談を行い、利用者の心身の状況などの評価を行う。		目標達成状況の把握、利用者の心身の状況の把握を行い、新たな課題の抽出、目標の設定に繋げられる評価が行えるように評価の質の向上に努める。

令和2年度
事業報告書

令和3年5月

亀山地域包括支援センター

No.	重点的に実施した項目	業務を行う際に設定した目標, 方向性など	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
1	地域包括ケアシステムの実現に向けた機能強化	市担当課、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター（2層含む）、コミュニティソーシャルワーカーなどと連携し、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する。また、認知症初期集中支援チームとの連携も行い、市内外の医師ほか専門職、また地域住民に対して早期発見・早期対応につながる支援体制の構築を図る。	困難事例においては、市が進める「多機関協働による包括的支援体制」のもと、市に配置される相談支援包括化推進員、またコミュニティソーシャルワーカーと連携して支援方向を定める。 生活支援コーディネーター、カナリアチーム（認知症初期集中支援チーム）、とも連携し、社会資源の把握、情報の整理などをしながら、地域団体、専門職等との関係性を強化していく。	・亀山市支援会議・相談支援包括化サポート会議に出席し、コミュニティソーシャルワーカーを中心に多機関との連携を強化することで、支援の糸口を掴みやすかった。 ・生活支援コーディネーターと定期的に地域資源の情報共有を行い、地域福祉カルテの作成に至り、各まちづくり協議会に配布することで資源の見える化を図った。 ・認知症初期集中支援チームと連携し一体的に協働し支援に当たることを努めて実践し、多角的な支援の方法を日頃から模索した。	・包括支援センターの事務所と行政の事務所が同じフロアーに設置されており、ワンストップで相談が受けれる体制が整っているという特性を活かし、他の機関や地域の声を集約し、地域ケア会議等の手法を活用し、より柔軟につながる支援体制の構築に努めていきたい。
2	成年後見制度の活用促進	成年後見制度の利用支援、専門相談、制度の普及啓発を行う。	居宅介護支援事業所連絡会、サービス事業所向け研修会のほか、民生委員定例会などにおいて、制度の説明、市内の現状などを伝えながら啓発していく。	・社協だよりに相談窓口を掲載したり、機会ごとにチラシ等活用し、市民への啓発に取り組んだ。 新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、研修やイベントにおいて支援者に向けての啓発は出来なかったが、個別の支援の中で制度の説明や支援を行った。	・新たに設置される地域包括支援センターと協力し、ケアマネジャー等の支援者に向けた研修会等を行い普及啓発に努めていきたい。 ・令和4年度に同法人内に、成年後見制度利用を促すのに必要なネットワークの中核を担う機関の創設が検討されている中、包括支援センターとしては、各種の相談事例の中からニーズや課題等を集約し提供していきたい。
3					
4					
5					

総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項1号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられるよう適切なサービスや機関・制度につなげる支援を心がける。	(7) 地域におけるネットワークの構築	下記各会議を開催、また出席する。 ・介護保険サービス事業所向け研修会 ・居宅介護支援事業所連絡会 ・包括・在介・社協・市連絡会議 ・医療センター連絡会議 ・地域密着型サービス事業所運営推進会議への出席 ・1層目の生活支援コーディネーターを配置し、2層目を担う在宅介護支援センター担当者とともに、社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー含む）のネットワークをもって3層目を要請する基盤をつくるほか、サロン、ちょこボラ等の有用性が各地域で活発に議論され、実現されるよう支援する。	・介護保険サービス事業所向け研修会を開催(4回/年) ・居宅介護支援事業所連絡会を開催(4回/年) ・かめやま地域ケア・ネットワーク会議を開催(11回/年) ・医療センター連絡会議(6回/年) ・地域密着型サービス事業所運営推進会議への出席 (新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、多くの事業所が開催中止し、書面にて報告あり) ・第1層・第2層の生活支援コーディネーターとのネットワークを深め、まちづくり協議会等地域の集まりに出向き、ちょこボラ（住民同士の支え合い活動）の必要性について啓発活動を行った。	・日常生活圏域の再編に伴い、新たに設置された地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターの役割を個別ケースや地域ニーズを通して明確にし、ネットワーク構築に繋げていく。
	(4) 実態把握	・電話、来所相談には丁寧に対応し、他機関との連携をもってより効果的な方法で支援にあたる。 ・ランチとの連携をしながら、必要に合わせて自宅訪問を行い、ニーズの把握に努める。 ・認知症初期集中支援チーム員による早期介入、多職種連携に努める。	・日頃から在宅介護支援センターとの情報共有に努め、必要に応じて自宅訪問や電話対応を行った。	・まちづくり協議会、民生委員、地域包括支援センターとの連携しながら情報共有に努めたい。
	(7) 総合相談支援 ①初期段階の相談対応	・電話・来所相談・在宅訪問 ・認知症初期集中支援チームの啓発、相談機能の向上 ・在宅介護支援センターでの相談受付 ・かめやまホームケアネットの受付	・包括相談件数 包括支援センター1,849件 ランチ1,102件 ・かめやまホームケアネット（亀山市在宅医療連携）の受付6件 ・認知症初期集中支援チームとして独自の啓発チラシを作成し、まちづくり協議会・医療機関等に配布した。 また、目を引く媒体としてのぼり旗を作成し、窓口の啓発に努めた。	・日常生活圏域の再編に伴う窓口の増設等について、市民に向けた周知を行うとともに、気軽に相談利用できる環境整備に努めていきたい。
	(7) 総合相談支援 ②継続的・専門的な相談支援	・専門的な関わりや継続が必要と判断した場合、課題抽出関係機関との連携支援	・単独の支援者では難しい困難事例への対応について、有効な職種や支援者を招集し、地域ケア会議を開催した。 (6回/年 対象者5名)	・必要時地域ケア会議を開催できるよう、日頃から関係機関等との関係構築に努める。

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
住み慣れた地域で尊厳のある生活と人生を維持できるよう、問題の解決や適切な制度・サービスにつながるよう支援する。	(7) 成年後見制度の活用促進	・成年後見制度の普及啓発を目指し、チラシの作成のほか、各サロン、民生委員、また専門職への啓発講座を開催する。 ・申し立て者の状況に合わせて、丁寧に支援しながら、キーパーソン含めその方々のもつ機能も引き出していく。	・社協だよりに掲載し、市民への啓発に取り組んだ。 ・随時、申立者の状況に合わせて、相談支援を行った。また必要に応じて、地域ケア会議を開催し、家族単位での支援につなげた。	・地域包括支援センターと協力し、支援者に向けた研修会等で普及啓発を行う。 ・成年後見制度に係る中核機関設置に向けて、個別課題等を把握し、意見の集約を行う必要がある。
	(4) 老人福祉施設等への措置の支援	・初期対応から虐待対応マニュアルに沿って関わり、市担当課と協議をしながら、状況、支援の方向性を共有する。 ・措置後、本人/養護者の現状把握。	・措置入所相談支援件数 0 件	・市と協力し、状況に応じて速やかに支援する。
	(ウ) 高齢者虐待への対応	・虐待の定義、市内の現状、支援策を啓発することにより関係機関、地域との連携強化による早期発見につなげる。 ・通報後、市と対応を協議し、被虐待者の安全確保、養護者の保護、サービス調整等を行う。 ・対応機関に施設等への指導を依頼する。 ・虐待対応終了後、継続的に見守りや関係機関との情報共有を行う。	・通報件数 9 件 - 養護者 6 件 - 施設従事者 3 件 ・介護支援専門員や事業所関係者や家族などからの相談に応じ、市と情報共有し事実確認を行った。 ・コア会議に出席し、市担当課と今後の支援方針について協議した。	・日常生活圏域の再編等に伴い、亀山市の虐待マニュアルの見直しが必要なため、市とともに現状に応じた支援の流れを確認しマニュアルとして整備する。
	(イ) 困難事例への対応	・市が進める「多機関協働による包括的支援体制」のもと、市に配置される相談支援包括化推進員、またコミュニティソーシャルワーカーと連携して支援方向を定める。 ・個別地域ケア会議の開催	・必要に応じて、亀山市支援会議・相談支援包括化サポート会議に出席した。 ・5 名について個別地域ケア会議を延べ 6 回開催し、現状の整理と支援の方向性を検討した。	・地域包括支援センターと協力し、基幹型と地域型の役割を明確化し、スムーズな支援ができるよう努めていく。
	(オ) 消費者被害の防止	・消費生活センター、警察、他地域包括支援センター等専門機関との連携強化と情報交換を行い、圏域で起こっている案件、課題、対応策を住民や地域支援関係者へ啓発する。	・社会福祉士ワーキングにて、各圏域における消費者被害案件について情報交換を行った（12回/年）。 ・Facebookや社協だよりにて被害を防止するための呼びかけや窓口の普及啓発に努めた。	・消費生活センターと定期的に情報交換し、市民や関係者に周知する。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項3号)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
認知症高齢者の増加への対応や多様化する高齢者の生活の尊重を重視し自立した生活が継続できるよう生活全体を包括的・継続的に支援する体制を整備する。	(7) 包括的・継続的なケア体制の構築	・三職種ワーキング会議では、それぞれの職種がもつ課題を圏域レベルで協議する。 ・個別地域ケア会議を適宜開催し、介護支援専門員への協力体制を強化する。 ・実務に沿った研修、事例検討会など亀山居宅介護支援事業所連絡会の開催 ・5包括合同事業所職員向け研修会の企画、開催	・三職種ワーキング会議に出席し、情報共有を行うとともに、各職種がもつ課題について話し合った。 ・5名について延べ6回の個別地域ケア会議を開催し、介護支援専門員だけは難しい事例への対応について、関係者との協力体制を強化した。 ・亀山居宅介護支援事業所連絡会の開催(4回/年) ・5包括合同事業所職員向け研修会は開催できなかった。	・地域包括支援センターを支援し、協力しながら事例検討会や研修会を開催していく。
	(4) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	・亀山居宅介護支援事業所連絡会の開催(再掲) ・市が統括するバイタルリンクへも引き続き事業所として登録し、あらゆる情報の共有化、また有効な情報の発信を図る。 ・三重県介護支援専門員協会鈴亀支部と連携し、介護支援専門員の現状を把握、必要に応じて市が進める「多機関協働による包括的支援体制」のもと、市に配置される相談支援包括化推進員、またコミュニティソーシャルワーカーと連携して支援方向を定める。	・亀山居宅介護支援事業所連絡会の開催(4回/年) ・市が統括するバイタルリンクを情報共有に活用した積極的な情報は発信はできなかった。 ・三重県介護支援専門員協会鈴亀支部の役員会や研修会に出席し、介護支援専門員の現状把握に努めた。 ・亀山市支援会議・相談支援包括化サポート会議に出席した。(3回/年)	・基幹型包括支援センターが中心となり、市内の介護系事業者の顔の見える関係づくりに努めていく。 ・個々の連携から事業所等のニーズを把握し、必要な研修を企画したり等専門職の連携を強化する取り組みに努めていく。
	(7) 日常的個別指導・相談	・三重県介護支援専門員協会鈴亀支部が開催する事例研究会へ積極的に出席する。 ・広域連合ケアプラン点検事業では、保険者、提供者と協働し立案作業にとどまらない考え方や気づきのもてる機会を目指す。	・三重県介護支援専門員協会鈴亀支部が開催する事例研究会への出席なし。 ・広域連合ケアプラン点検事業へ出席し、立案者と相互に専門職としての気づきを持てる機会とした(1回/年)。	・個々のケースに対し、丁寧な相談支援を行う。相談ケースを通して、共通する課題等があれば、地域の課題として、ケア会議等に繋げていく。
	(8) 支援困難事例等への指導・助言	・介護支援専門員の後方支援として相談を受ける体制を整え、必要に合わせてその都度、個別ケア会議を開催するほか「多機関協働による包括的支援体制」のもと、市に配置される相談支援包括化推進員、またコミュニティソーシャルワーカーと連携して支援方向を定める。	・介護支援専門員だけは難しい事例への対応について、その都度個別ケア会議を開催し、支援の方向性を協議した。 ・亀山市支援会議・相談支援包括化サポート会議に出席し、多機関との連携に努めた。	・個々のケースに対し、丁寧な相談支援を行う。相談ケースを通して、共通する課題等があれば、地域の課題として、ケア会議等に繋げていく。

地域ケア会議の推進(介護保険法第115条の46第7項)

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
各職種の役割や専門性を共有しながら、個別課題を解決するとともに、地域課題の把握を目指していく。	(7)多職種協働による個別事例の検討等	・在宅介護支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会連絡会議を開催し、各担当の関わる個別案件の共有と、そこから見える地域課題の把握に努める。 ・個別の地域ケア会議を適宜開催し、課題解決に向かう。 ・精神障害者ワーキング、アウトリーチ対象者選定会議に出席し、事例検討を行い、必要に応じて市が進める「多機関協働による包括的支援体制」のもと、市に配置される相談支援包括化推進員、またコミュニティソーシャルワーカーと連携して支援方向を定める。 ・市立医療センター担当者との連絡会議に出席し、個別支援状況の共有、各支援機能の効果確認等を行う。	・かめやま地域ケア・ネットワーク会議を開催し、関係者間で情報共有を行うほか、個別事例を検討した(11回/年)。 ・個別の地域ケア会議を適宜開催し、支援の方向性を検討した。 (6回/年)。 ・精神保健ワーキング、アウトリーチ対象者選定会議に出席し、事例を行った(9回/年)。 ・市立医療センター担当者との連絡会議に出席し、個別支援状況の共有、必要に応じて各支援機能の効果確認等を行った。	日常生活圏域の再編に伴い、かめやま地域ケア・ネットワーク会議は終了したが、生活支援コーディネーター等との関係の再構築を行う。
	(イ)地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等	・2層目の生活支援コーディネーターとして位置付けている在宅介護支援センター職員との定期的な話し合いをもつほか、共に地域主体の活動や各ふれあい・いきいきサロンの訪問、支援を通して、活動の継続、地域課題の把握に努める。	・かめやま地域ケア・ネットワーク会議にて第2層目の生活支援コーディネーターと定期的な情報共有を行い、地域課題の把握に努め、地域福祉カルテを作成した。 ・約半数のふれあい・いきいきサロンに訪問し、地域の声を集約した(40/95団体)。	圏域での共通課題を地域課題として集約するほか、地域資源の把握に努め、地域福祉カルテの更新していく。

介護予防普及啓発事業

基本方針	事業内容	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
地域住民が介護予防の必要性を理解し、健康増進に取り組めるよう支援する。	①介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布	・社協だより、窓口、訪問にて普及啓発 ・必要に応じて窓口や訪問にて、個別に介護予防の啓発を行う。	・社協だよりにて、季節に合わせた健康管理のポイントを紹介した。 ・民生委員定例会や戸別訪問時に介護予防に関するパンフレットを配布した。	・新型コロナウイルスワクチン集団接種の機会を捉え、会場にポスター・チラシ等を設置し普及啓発につなげていく。
	②介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催	・認知症サポーター養成講座の開催	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から積極的な受講案内はできていないが、小学校・高等学校・シルバー人材センター対象に計5回開催した。(140名)	・幅広い年代に向けた認知症の啓発を実施できるよう、学校や企業に向けた講座を開催する。 ・感染防止対策として、積極的にネット環境を利用した啓発方法を模索していく。
	③介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催	・地域に出向いた介護予防講座の開催	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域に出向いた介護予防講座の開催はできなかったが、民生委員の定例会にて、季節に合わせたパンフレットを配布し、普及啓発に努めた。	・感染防止対策として、積極的にネット環境を利用した啓発方法を模索していく。
	④介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体(介護予防手帳等)の配布	・時期に合わせて健康課題に取り組めるよう、資料を作成、準備して配布	・必要に応じて介護予防の手引きやパンフレットを配布した。	・必要に応じてパンフレット等の配布を行っていく。

介護予防ケアマネジメント業務

基本方針	事業内容(実施の手順)	具体的な取組	結果	次年度に向けての課題
対象者の心身の状態、 その置かれている環境 その他の状況に応じ て、対象者の選択に基 づき、介護予防・生活 支援サービス事業等が 包括的かつ効率的に提 供されるよう専門的視 点から必要な援助を行 い、対象者が地域にお ける自立した日常生活 を送れるよう支援する	(7) 課題分析 (アセスメント)	利用者宅を訪問し、利用者及 び家族との面談により実 施。 本人にあった目標設定に向 けて、趣味活動、社会的活動、 生活歴等も聞き取りながら 進める。	利用者および家族との面談 の際には、利用者の生活歴 や趣味活動、地域との関係 等丁寧な聞き取りを行っ た。	・介護予防支援事業所は 令和3年3月末で廃止と なったため、地域包括支 援センターからの相談に 応じて対応していく。
	(イ) 目標の設定 (必要と認められる場合 の介護予防ケアプラン作 成を含む)	心身機能の改善や環境調整 などを通じて、生活の質の 向上を目指し、利用者本人 が自分の目標として意識で きような内容・表現とな るように意識する。	本人のストレングスを生か し、目標設定を意識した。	・介護予防支援事業所は 令和3年3月末で廃止と なったため、地域包括支 援センターからの相談に 応じて対応していく。
	(ウ) モニタリングの実施	サービス利用後の生活にお ける変化や効果を利用者及 び家族より直接聴取してい く。	定期的に利用者、家族、 サービス事業者に利用後の 変化や効果の確認を行っ た。目標に沿った支援が継 続されるよう、状況確認を 行った。	・介護予防支援事業所は 令和3年3月末で廃止と なったため、地域包括支 援センターからの相談に 応じて対応していく。
	(エ) 評価	(ケアマネジメントA, B) 設定したケアプランの実施 期間の終了時、利用者宅を 訪問して、プランの実施状 況を踏まえて目標の達成状 況を評価し、新たな目標の 設定・サービスの見直し等 を行う。 (ケアマネジメントC) 状況悪化を見過ごさない仕 組みを構築する。	利用者の心身の状態や生活 を評価し、本人の思いや家 族の意見を踏まえ、新たな 目標の設定やサービスの見 直しを行った。 ・予防支援 4,006件 ケアマネジメントA 2,252件 ケアマネジメントB 0件 ケアマネジメントC 0件	・介護予防支援事業所は 令和3年3月末で廃止と なったため、地域包括支 援センターからの相談に 応じて対応していく。